

## 株式会社味の海豊に対する食品表示法に基づく指示について

令和2年（2020年）6月11日  
環境生活部くらし安全局消費者安全課

北海道は、令和2年（2020年）6月9日付けで株式会社味の海豊（以下「味の海豊」といいます。）に対し、味の海豊が製造して販売する水産物加工食品の缶詰（商品名「美味珍味ずわいがに」ほか2商品）について、食品表示法第4条第1項に規定する食品表示基準（以下「基準」といいます。）に違反する表示を行っていたことから、同法第6条第1項の規定に基づく指示を行いましたので、同法第7条の規定に基づき、この旨を公表します。

### 1 事業者の概要

名 称	株式会社味の海豊（法人番号 4400-01-000049）
所在地	函館市日乃出町 20 番 12 号
代表者	代表取締役 佐藤 豊
設立年月日	昭和 55 年（1980 年）3 月 3 日
資本金	3,000 万円（令和 2 年（2020 年）6 月現在）
業務内容	① 海産物及び珍味加工品の製造並びに卸販売 ② 上記①に附帯関連する一切の業務

### 2 指示の概要

#### （1）対象商品

味の海豊を製造者と表示して販売する別表「商品名」欄記載の水産物加工食品（缶詰）の各商品

#### （2）対象表示

ア 表示媒体  
容器包装

イ 表示期間  
別表「販売期間」欄記載の期間

ウ 表示内容  
別表「不適正表示の内容」欄記載の表示

(3) 法令の適用

別表「法令の適用」欄記載の規定に違反

(4) 指示の内容等

- ア 製造又は販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- イ 製造又は販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、食品表示に関する認識の欠如並びに表示内容の確認及びその管理体制の不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- ウ イの結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し必要な改善を行うこと。これにより、今後、製造又は販売する食品について基準に違反する表示を行わないこと。
- エ 役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い遵守を徹底すること。
- オ アからエまでに基づいて講じた措置について、令和2年（2020年）7月9日までに文書をもって北海道知事に報告すること。

問い合わせ先 環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示適正化係 電話：011-231-4111（代表）（内線 24-528） 011-204-5216（直通）
---

## 別表

商品名	不適正表示の内容	法令の適用	販売期間	販売数量
美味珍味ずわいがに	原材料のうち重量割合でベニズワイガニを 63%、ズワイガニを 16% 使用しているにもかかわらず、ベニズワイガニについて表示せず、商品名の一部及び原材料名欄に「ずわいがに」と表示。	食品表示基準 ・ 第 3 条 (横断的義務表示) 第 1 項の表の「原材料」の項の規定 ・ 第 9 条 (表示禁止事項) 第 1 項第 13 号の規定	平成 29 年 7 月から 令和 2 年 2 月までの間	少なくとも 8, 3 6 7 個
幸福のずわいがに	原材料のうち重量割合でベニズワイガニを 18%、ズワイガニを 25% 使用しているにもかかわらず、ベニズワイガニについて表示せず、商品名の一部及び原材料名欄等に「ずわいがに」、「ずわいがに」又は「Z u w a i g a n i」と表示。		平成 29 年 7 月から 令和 2 年 2 月までの間	少なくとも 4 万 2, 5 2 5 個
常務のずわいフレーク	実際の内容量が 85 グラム前後であるにもかかわらず、内容量欄に「100 g」と表示。  原材料のうち重量割合でベニズワイガニを 63%、ズワイガニを 16% 使用しているにもかかわらず、ベニズワイガニについて表示せず、商品名の一部及び原材料名欄等に「ずわいがに」、「ずわい」又は「Z U W A I」と表示。	食品表示基準 ・ 第 3 条 (横断的義務表示) 第 1 項の表の「原材料」及び「内容量又は固形量及び内容総量」の項の規定 ・ 第 9 条 (表示禁止事項) 第 1 項第 13 号の規定	平成 30 年 10 月から 令和 2 年 1 月までの間	4 7 8 個

## 関係法令抜粋

## ●食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

（食品表示基準の策定等）

第 4 条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

（指示等）

第 6 条 食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

（公表）

第 7 条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（権限の委任等）

第 15 条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

## ●食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）

（横断的義務表示）

第 3 条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。（以下略）

原材料名	1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。(以下略)
内容量又は固形量及び内容総量	1 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示することとし（以下略）

(表示禁止事項)

第9条 食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

●計量法（平成4年法律第51号）

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第13条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。）をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

●特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）

(量目公差)

第3条 法第12条第1項の政令で定める誤差は、表示量（当該特定商品の特定物象量として法定計量単位により示されたものをいう。以下同じ。）が当該特定商品の真実の特定物象量を超える場合【中略】について、次の各号に掲げる特定商品ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 皮革以外の特定商品 表示量が5グラム又は5ミリリットル以上であり、かつ、特定商品ごとに別表第一の第四欄に掲げる特定物象量以下である場合について、特定商品ごとに同表の第三欄に掲げる別表第二の表（一）、表（二）又は表（三）において、これらの表の上欄に掲げる表示量の区分に応じて下欄に掲げる誤差

別表第一（第一条—第三条、第五条関係）

	特定物象量	別表第二の表	上限
十六 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品 (三) (二)に掲げるもの以外の加工品	質量	表（一）	5キログラム

別表第二（第三条関係 表（一）

表示量	誤差
50グラムを超え100グラム以下	2グラム